

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項

- 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

【排ガス】

ばいじん	: 0.01 (g/N m ³)	塩化水素	: 10 (ppm)
硫黄酸化物	: 10 (ppm)	窒素酸化物	: 20 (ppm)
水銀	: 0.05 (mg/N m ³)	ダイオキシン類	: 0.05 (ng-TEQ/N m ³)

【排 水】

下水道法及び枚方市下水道条例（別紙）に基づく基準

- 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

【排ガス】

年間6回（ダイオキシン類は年2回）

【排 水】

年間12回（ダイオキシン類は年2回）

- その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

【運転管理】

- ・ 焼却炉へのごみ投入量が処理能力を超えないよう監視および制御する。
- ・ 全自動クレーンの採用により、焼却炉へのごみ投入作業時以外は、攪拌・積替えによるごみの均一混合を行う。
- ・ 燃焼室と外気は、給じん装置にてごみによるシールで遮断されるように、投入ホッパレベルを監視して給じん装置により定量供給する。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガス温度を連続測定する温度計（熱電対）を設置し、その値を連続記録する計器を設置する。
- ・ 燃焼ガス温度を850℃以上に保持できるように燃焼制御する。不慮の温度低下の場合は、助燃バーナを使用することにより、不完全燃焼を防止する。
- ・ 焼却灰の熱しゃくは3%以下とする。
- ・ ボイラー起動用バーナ及び助燃バーナを炉起動曲線に沿って速やかに昇温させる。
- ・ 炉内燃焼状況を確認しながら炉降温曲線に沿って助燃バーナを作動させる、炉内のごみが燃え尽きる迄、完全燃焼させる。

- ・ ボイラー出口温度（＝ろ過式集じん器入口ガス温度）を連続監視し、記録する。
- ・ ボイラーにて、ろ過式集じん器入口ガス温度を 165℃以下となるようにする。
- ・ ボイラー水管にたい積するばいじんは、ボイラースタートブローにより定期的に除去する。
- ・ 熔融炉にて灰分を熔融点以下に保ち、スラグとして排出する。
- ・ 熔融炉からの飛灰については、飛散防止のため混練機で 20%の加湿水処理を行う。（山元還元処理により金属類の再資源化）

【環境管理】

- ・ 炉出口排ガス中の一酸化炭素濃度が 1 時間平均値で 30ppm（乾きガス基準、O₂ 12%換算）以下で 100ppm 以上のピークを出さないよう燃焼管理する。
- ・ 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続測定する分析計を設置し、その値を連続記録する計器を設置する。
- ・ ろ過式集じん器、湿式有害ガス除去装置、触媒脱硝装置で構成される排ガス処理設備を設けることにより、各有害ガスを届出数値以下まで除去する。
- ・ 施設建屋内ごみピットにごみを貯留し、施設稼働時は、ごみピット内空気を燃焼用空気として用い、悪臭の発散を防止する。休炉時には、脱臭装置で処理し、悪臭の発散を防止する。
- ・ ごみピットに殺虫剤を必要に応じ散布し、蚊、はえ等の発生防止に努める。
- ・ 著しい騒音及び振動を発生する機器を必要に応じ、建屋内に設置し、防音、防振対策を行う。
- ・ 施設から生じる排水は、下水道法及び枚方市下水道条例に定められる基準まで処理し、一部再利用し、余剰分を放流する。

【設備管理】

- ・ 消防法等に準拠し、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を設置する。
- ・ 各設備の機能を維持するために、日常点検及び定期整備に努める。
- ・ 施設の維持管理は、市が実施する。
- ・ 施設の維持管理に係る日常点検、定期整備等の記録を作成し、3年間保存する。

下水道法および枚方市下水道条例

下記に示される規制基準以下であることとします。

法令による規制基準

	項目	単位等	渚処理区
有害物質（健康項目）	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003
	シアン化合物	mg/L	検出されないこと
	有機リン化合物	mg/L	検出されないこと
	鉛及びその化合物	mg/L	0.01
	六価クロム化合物	mg/L	0.05
	砒素及びその化合物	mg/L	0.01
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005
	アルキル水銀化合物	-	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01
	ジクロロメタン	mg/L	0.02
	四塩化炭素	mg/L	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002
	チウラム	mg/L	0.006
	シマジン	mg/L	0.003
	チオベンカルブ	mg/L	0.02
	ベンゼン	mg/L	0.01
	セレン及びその化合物	mg/L	0.01
	ほう素及びその化合物	mg/L	1
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05

項目		単位等	渚処理区
その 他 (生 活 環 境 項 目)	フェノール類	mg/L	1
	銅及びその化合物	mg/L	3
	亜鉛及びその化合物	mg/L	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10
	マンガン及びその化合物	mg/L	10
	クロム及びその化合物	mg/L	2
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	mg/L	38※1
	水素イオン濃度(pH)	-	5以上9以下
	生物化学的酸素要求量	mg/L	1リットルにつき5日間に 600ミクログラム以下
	浮遊物質	mg/L	600
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	【鉱油類含有量】 1リットルにつき5ミクログラム以下 【動植物油脂類含有量】 1リットルにつき30ミクログラム以下
	窒素含有量	mg/L	240
	燐含有量	mg/L	32
	温度	度	45度以下
	沃素消費量	mg/L	220
その 他	色又は臭気	-	放流先で支障を来すような色又は 臭気を帯びないこと。
	ダイオキシン類(排除基準のみ)	-	1リットルにつき10ピコグラム以下

※1 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量に係る排水基準のうち渚処理区に適用される基準値は、暫定基準が適用されるため、現時点では「1リットルにつき76ミクログラム以下」となります。

(注) 特定事業場から公共下水道へ排除する排水の遵守すべき水質として、下水道法及び枚方市下水道条例に定める基準